

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)清水加熱器起動用継電器において、動作不良(清水ポンプ運転検出継電器が動作せず)が認められたため、当該継電器を点検・修理。	GIII	
2	4号機	計装用圧縮空気系除湿装置プレフィルタ- (A)入口圧力検出元弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	